

表 3-4-2-17 環境基準の水域類型指定状況

【環境対策課】

< 生活環境の保全に関する類型指定状況 >

河川

平成 24 年 3 月 31 日現在

水系・水域	水域の範囲	類	型	期	間	年	月	日	機	関	
気仙沼湾	大川上流 (館山大橋より上流岩手県境まで)	A		イ		S	47.4	28	県		
	大川下流 (館山大橋より下流 (神山川を含む))	B		イ		"	"	"	"	"	
	鹿折川上流 (金山橋より上流 (流入する支川を含む))	A		イ		S	54.3	30	"	"	
	鹿折川下流 (金山橋より下流 (流入する支川を含む))	B		イ		"	"	"	"	"	
	面瀬川全域 (流入する支川を含む)	C		イ		"	"	"	"	"	
八幡川	八幡川上流 (南三陸町上水道取水地点より上流 (流入する支川を含む))	A		イ		"	"	"	"	"	
	八幡川下流 (南三陸町上水道取水地点より下流 (流入する支川を含む))	B		イ		"	"	"	"	"	
津谷川	津谷川上流 (花見橋より上流岩手県境まで)	A		イ		S	49.4	30	"	"	
	津谷川下流 (花見橋より下流 (流入する支川を含む))	B		イ		"	"	"	"	"	
金流川	金流川上流 (岩手県境から上流 (流入する支川を含む))	A		イ		H	4.4	"	"	"	
	有馬川上流 (岩手県境から上流 (流入する支川を含む))	A		イ		H	11.5	"	"	"	
北上川	北上川 (4) (和賀川合流点より下流)	A		イ		S	48.3	31	国		
	旧北上川上流 (北上川分岐点より天王橋までの本川及び支川 (迫川、江合川を除く))	A		イ		S	48.5	29	県		
	旧北上川下流 (天王橋から下流 (流入する支川を含む))	B		イ		"	"	"	"	"	
	迫川上流 (迫川上流 (花山ダム流入点より上流)、二迫川上流 (中山橋より上流)、及び三迫川上流 (栗駒ダム流入点より上流))	A A		イ		S	47.4	28	県		
	迫川中流 (夏川合流点より上流の迫川、二迫川及び三迫川 (流入する支川を含む))	A		イ		"	"	"	"	"	
	迫川下流 (夏川合流点から北上川合流点まで (流入する支川を含む))	B		イ		"	"	"	"	"	
	江合川上流 (鴨子ダム流入点より上流)	A A		イ		"	"	"	"	"	
	江合川中流 (鴨子ダム流出点より桜の目橋まで (流入する支川を含む))	A		イ		"	"	"	"	"	
	江合川下流 (桜の目橋より北上川合流点まで (支川を含み新江合川を除く))	B		イ		"	"	"	"	"	
	出来川全域	C		イ		"	"	"	"	"	
	大崎市古川地区内水域 (H18.3.30における旧古川市の区域に限る。)	C		イ		"	"	"	"	"	
	定川	定川全域	C		イ		"	"	"	"	"
	鳴瀬川	鳴瀬川上流 (筒砂子川合流点より上流 (流入する支川を含む))	A A		イ		"	"	"	"	"
鳴瀬川中流 (筒砂子川合流点から大崎市鹿島台木間塚地内大崎市上水道取水地点まで (流入する支川を含む))		A		イ		"	"	"	"	"	
鳴瀬川下流 (大崎市鹿島台木間塚地内大崎市上水道取水地点より下流)		B		イ		"	"	"	"	"	
吉田川上流 (魚板橋から上流 (流入する支川を含む))		A		イ		S	48.5	29	県		
吉田川下流 (魚板橋から下流 (流入する支川を含む))		B		イ		"	"	"	"	"	
松島湾	高城川 (宮城郡松島町幡谷字蝦64番地の1より下流)	C		イ		S	46.5	25	国		
	鶴田川 (伏越(サイホン)入口までの全域 (流入する支川を含む))	C		イ		S	54.3	30	県		
	新町川 (全域)	E		イ		S	46.5	25	国		
		C		イ		H	17.9	16	県		
	砂押川上流 (多賀城堰より上流)	D		イ		S	46.5	25	国		
		C		イ		H	17.9	16	県		
	砂押川下流 (多賀城堰より下流)	E		イ		S	46.5	25	国		
		C		イ		H	17.9	16	県		
	E		イ		S	46.5	25	国			
	C		イ		H	17.9	16	県			
七北田川	七北田川上流 (七北田橋より上流 (流入する支川を含む))	A		イ		S	47.4	28	県		
	七北田川中流 (七北田橋より梅田川合流点まで)	B		イ		"	"	"	"	"	
	七北田川下流 (梅田川合流点より下流)	C		イ		"	"	"	"	"	
	梅田川 (七北田川合流点より上流)	D		イ		S	45.9	1	国		
		C		イ		H	17.9	16	県		
名取川	名取川上流 (本砂金川合流点より上流及び釜房ダムに流入する支川)	A A		イ		S	47.4	28	県		
	名取川中流 (本砂金川合流点から策川合流点まで (流入する支川を含む))	A		イ		"	"	"	"	"	
	名取川下流 (策川合流点より下流)	B		イ		"	"	"	"	"	
	策川全域	C		イ		"	"	"	"	"	
	広瀬川 (1) (鳴合橋より上流)	A		イ		S	45.9	1	国		
	広瀬川 (2) (鳴合橋から名取川合流点まで)	B		イ		"	"	"	"	"	
	大倉川上流 (大倉ダム流入点より上流 (流入する支川を含む))	A A		イ		H	4.4	"	県		
大倉川下流 (大倉ダム流出点より上流 (流入する支川を含む))	A A		イ		"	"	"	"	"		
名取市内	増田川上流 (樽水ダム流入点より上流)	A		イ		S	47.4	28	"	"	
	増田川中流 (樽水ダム流出点より上流)	B		イ		"	"	"	"	"	
	増田川下流 (小山橋より下流)	C		イ		"	"	"	"	"	
	下堀用水路全域	C		イ		H	17.9	16	"	"	
	川内沢川 (流入する支川を含む)	B		イ		H	4.4	"	"	"	
		C		イ		S	48.5	29	"	"	
岩沼市内 阿武隈川	五間堀川 (宝橋から下流 (流入する支川を含む))	C		イ		S	48.5	29	"	"	
	阿武隈川中流 (2) (五百川合流点から内川合流点まで)	B		イ		S	46.5	25	国		
	阿武隈川下流 (内川合流点より下流)	A		イ		"	"	"	"	"	
	白石川上流 (川原子沢合流点より上流)	A A		イ		"	"	"	"	"	
	白石川下流 (川原子沢合流点より下流)	A		イ		"	"	"	"	"	
	荒川全域 (白石川合流点まで (流入する支川を含む))	A		イ		S	54.3	30	県		
	松川全域 (白石川合流点まで (流入する支川を含む))	A		イ		"	"	"	"	"	
	芥川全域 (白石川合流点まで (流入する支川を含む))	B		イ		"	"	"	"	"	

海域

平成 24 年 3 月 31 日現在

水域名	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
気仙沼湾	気仙沼湾(乙)	B	□	S47.4.28	県
	気仙沼湾(丙)	A	イ	"	"
志津川湾	志津川湾(甲)	B	イ	S48.5.29	"
	志津川湾(乙)	A	イ	"	"
女川湾	女川湾(甲)	C	□	S47.4.28	"
	女川湾(乙)	B	イ	"	"
	女川湾(丙)	A	イ	"	"
鮎川湾	鮎川湾(甲)	B	イ	S48.5.29	"
	鮎川湾(乙)	A	イ	"	"
石巻地先海域	石巻地先海域(甲1)	C	□	S47.4.28	"
	石巻地先海域(甲2)	C	□	"	"
	石巻地先海域(乙1)	B	□	"	"
	石巻地先海域(乙2)	B	□	"	"
	石巻地先海域(乙3)	B	□	"	"
	石巻地先海域(丙)	A	イ	"	"
松島湾	松島湾(甲)	C	□	S46.5.25	国
	松島湾(乙)	B	□	"	"
	松島湾(丙)	A	イ	"	"
仙台港地先	仙台港地先海域(甲)	C	イ	S47.4.28	県
	仙台港地先海域(乙)	B	イ	"	"
	仙台港地先海域(丙)	A	イ	"	"
二ノ倉地先	二ノ倉地先海域(甲)	C	イ	"	"
	二ノ倉地先海域(乙)	B	イ	"	"
	二ノ倉地先海域(丙)	A	イ	"	"
その他の地先海域		A	イ	S48.5.29	"

湖沼

平成 24 年 3 月 31 日現在

水域名	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
栗駒ダム	栗駒ダム全域	AA	イ	S47.4.28	県
花山ダム	花山ダム全域	AA	イ	"	"
鳴子ダム	鳴子ダム全域	AA	イ	"	"
漆沢ダム	漆沢ダム全域	AA	イ	"	"
釜房ダム	釜房ダム全域	AA	イ	"	"
樽水ダム	樽水ダム全域	A	イ	"	"
伊豆沼	伊豆沼全域(内沼含む)	B	イ	S48.5.29	"
長沼	長沼全域	B	イ	"	"
大倉ダム	大倉ダム全域	AA	□	"	"
七北田ダム	七北田ダム全域	A	イ	H8.5.7	"
南川ダム	南川ダム全域	A	ハ	"	"
七ヶ宿ダム貯水池	七ヶ宿ダム貯水池全域	A	イ	H12.5.19	"

< 窒素及び磷に係る環境基準の類型指定状況 >

海域

平成 24 年 3 月 31 日現在

水域名	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
志津川湾	志津川湾全域		イ	H8.5.7	県
松島湾	松島湾(イ)		ハ	"	"
	松島湾(ロ)		ハ	"	"
女川湾	女川湾(イ)		イ	H9.5.2	"
	女川湾(ロ)		イ	"	"
万石浦	万石浦全域		イ	H10.5.1	"
広田湾	広田湾全域		イ	"	"
気仙沼湾	気仙沼湾(イ)		イ	H11.5.7	"
	気仙沼湾(ロ)		イ	"	"

湖沼

平成 24 年 3 月 31 日現在

水域名	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
釜房ダム	釜房ダム全域		ニ	S61.2.25	県	窒素は当分の間適用しない
大倉ダム	大倉ダム全域		ニ	"	"	"
七北田ダム	七北田ダム全域		ハ	H8.5.7	"	"
南川ダム	南川ダム全域		ハ	"	"	"
七ヶ宿ダム貯水池	七ヶ宿ダム貯水池全域		イ	H12.5.19	"	"

< 水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況 >

河川

平成 24 年 3 月 31 日現在

水系・水域	水域の範囲	類型	期間	年月日	機関
北上川	北上川(全域。ただし、四十四田ダム貯水池(南部片富士湖)(全域)に係る部分を除く。)	生物A	イ	H18.6.30	国
鳴瀬川	鳴瀬川上流(花川合流点より上流(流入する支川を含む。))	生物A	イ	H21.5.29	県
	鳴瀬川下流(花川合流点より下流(流入する支川を含む。))	生物B	イ	"	"
吉田川	吉田川上流(魚板橋より上流(流入する支川を含む。))	生物A	イ	"	"
	吉田川下流(魚板橋より下流(流入する支川を含む。))	生物B	イ	"	"
阿武隈川	阿武隈川(1)(羽出庭橋より上流に限る。)	生物A	イ	H22.9.24	国
	阿武隈川(2)(羽出庭橋より下流に限る。)	生物B	イ	"	"
旧北上川	旧北上川全域(流入する支川を含む。)	生物A	イ	H23.8.5	県
迫川	迫川全域(流入する支川を含む。)	生物A	イ	"	"
江合川	江合川全域(流入する支川を含む。)	生物A	イ	"	"
	出来川全域	生物A	イ	"	"
大崎市古川地区内	大崎市(平成18年3月30日における合併前の古川市の区域に限る。)内河川全域	生物A	イ	"	"
金流川	岩手県境から上流(流入する支川を含む。)	生物A	イ	"	"
有馬川	岩手県境から上流(流入する支川を含む。)	生物A	イ	"	"
名取川	名取川全域(流入する支川を含む。)	生物A	イ	"	"
笹川	笹川全域	生物A	イ	"	"
広瀬川	広瀬川全域	生物A	イ	"	"
大倉川	大倉川全域(流入する支川を含む。)	生物A	イ	"	"

湖沼

平成 24 年 3 月 31 日現在

水系・水域	水域の範囲	類型	期間	年月日	機関
漆沢ダム	漆沢ダム全域	生物A	イ	H21.5.29	県
南川ダム	南川ダム全域	生物A	イ	"	"
栗駒ダム	栗駒ダム全域	生物A	イ	H23.8.5	"
花山ダム	花山ダム全域	生物A	イ	"	"
鳴子ダム	鳴子ダム全域	生物A	イ	"	"
伊豆沼	伊豆沼全域(内沼を含む。)	生物A	イ	"	"
長沼	長沼全域	生物A	イ	"	"
釜房ダム	釜房ダム全域	生物A	イ	"	"
大倉ダム	大倉ダム全域	生物A	イ	"	"

「達成期間」の欄の各記号の意味は、

「イ」: 直ちに達成

「ロ」: 5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」: 5年をこえる期間で可及的速やかに達成

「ニ」: 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。